

富山県 自治医科大学卒業医師  
キャリア形成プログラム

令和4年11月

(令和7年4月一部改正)

富山県厚生部医務課

## 1 はじめに

富山県では、将来、富山県内のへき地医療を担う人材を育成する観点から、自治医科大学における医師の養成を行っています。

このキャリア形成プログラムは、自治医科大学を卒業し、医師免許を取得した皆さんの地域医療に従事するまでのキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、お示しするものです。

## 2 自治医科大学に対する修学資金制度の概要

区分	内 容
貸与の対象	自治医科大学の入学者 全員
貸与期間	大学1～6年
貸与金額 利 率	自治医科大学の規定による。
返還免除	・大学卒業後、医師となり、富山県立中央病院で初期臨床研修を行うこと。 ・初期臨床研修修了後、県が指定する県内のへき地医療拠点病院やへき地診療所等で初期臨床研修期間を含めて修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、勤務すること。
募集人数	2名程度

### 3 キャリア形成プログラム

#### (1) 勤務イメージについて（県の派遣ルール）

富山県立中央病院での初期臨床研修修了後、県が対象医師ごとに指定する公的医療機関等において勤務

医学生						臨床研修		臨床						
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
←→ 貸与期間						①初期臨床 研修	②県が指定する公的医療機関等で勤務							
							へき地医療 拠点病院等	へき地 診療所	へき地医療拠点病院等 (専門研修)					

##### ①初期臨床研修

- 富山県立中央病院で実施（自治医科大学生は、マッチングには参加せず、県が指定した医療機関で研修を行う。）

##### ②県が指定する公的医療機関等

下記の医療機関の中から、対象医師（※1）と医療機関の要望（※2）を調整のうえ、各勤務先での就業期間も含めて、最終的に県が決定します。

※1：県は、対象医師との面談等を通じて、医師としてのキャリア形成に関する希望等を聞き取ります。

※2：県は、県内の公的医療機関等の医師不足状況の把握に努めます。

区分	医療機関名
へき地医療拠点病院	黒部市民病院 かみいち総合病院 氷見市民病院 砺波総合病院 南砺市民病院 南砺中央病院
へき地診療所	南砺市利賀診療所、南砺市上平診療所
その他	富山県立中央病院 県内公的病院等

## (2) 「専門研修」について

医師の専門性を高めるための研修（以下、「専門研修」という）は、地域医療の状況等を勘案した上で、県が専門研修可能と判断した場合に限り認めます。専門研修の具体例は、下記のとおりとします。

原則、専門研修として、地域医療の状況等を勘案した上で初期臨床研修後6年目以降に医師の希望する診療科において専門研修を取得可能とします。また、原則、一般社団法人日本専門医機構が認定する専門医（基本領域）取得に向けた県内病院での勤務とします。

### ① 専門医取得のための研修について

- ・専門医取得の有無及び専門研修プログラムの選択は、対象医師が自由に決定できます。
- ・ただし、義務年限内に受験資格が取得可能な専門医（基本領域）は、県の派遣ルールに沿った勤務が可能なプログラムの内科又は総合診療科になります。希望する専門医がこれ以外の場合は、可能な限り配慮しますが、取得を確約するものではありません。
- ・専門医取得のための研修が、県が指定する公的医療機関等で行われる場合は、その期間は義務年限に算入します。

### ② 大学院に入学する場合

- ・大学院への入学を希望する場合は、必要に応じ自治医科大学、富山大学等の大学院（医学に限る）への入学を認めます。
- ・学業と並行して県が指定する公的医療機関等で勤務する場合は、勤務状況により、その期間を義務年限に算入するか否かを決定します。
- ・学業に専念し県が指定する公的医療機関等で勤務しない場合は、その期間は義務年限に算入されず、義務終了時期が延期されます。

### ③ その他 ①、②以外の研修等について

- ・①、②以外の医療機関での研修が必要と認めた場合に、その期間を義務年限に算入するか否かは、研修先や研修内容により個別に判断します。

## (3) 育児休業等について

### ① 育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業について（以下、「育児休業等」）

- ・育児休業等により休業（育児短時間勤務により所定の勤務をしなかった時間を含む）する場合は、義務年限に算入されず、義務終了時期が延期されます。

## (4) 診療従事期間を一時中断する場合の補足について

(2)、(3)により、診療従事期間を一時中断する期間は、それぞれの目的に照らして、必要な期間をその都度協議するものとします。

県は、一時中断を希望する者に対して、理由書等の提出を求めるとともに、中断事由が継続しているか否かを定期的に確認します。